

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成28年4月13日(水)午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(13人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員

6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員 8番 安田 公彦 委員

9番 難波 福治 委員 12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員

14番 黒岡 勝美 委員

4 欠席委員(5人)

2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員 10番 難波 朋裕 委員

11番 原田 龍五 委員 15番 光田 稔 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地転用事業計画変更承認申請について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り止めについて

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 前田 一郎 主任 日下部 啓司 主任 中村 英樹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」	<p>ただ今から、平成28年4月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(13)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(4)番(山地 康弘)委員と(5)番(中桐 敏憲)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小林主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて12件の申請がありました。</p>

権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から12番について調査票をもとに説明】

1頁5番及び2頁12番につきましては、4月8日に申請人より取り下げ届が提出されました。また、2頁9番につきましては、4月11日に、2頁11番につきましては、3月31日に申請人より取り下げ届が提出されました。

その他、1番から4番、6番から8番及び10番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、5番、9番、11番及び12番は取り下げ、1番から4番、6番から8番及び10番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁12番までの計12件の内、5番、9番、11番及び12番は取り下げ、残り8件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしということですので、議案第1号は、1頁1番から2頁12番までの計12件の内、5番、9番、11番及び12番は取り下げ、残り8件は、許可と決定いたします。

次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局
早乗
副主任

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁

<p>議 長</p>	<p>に1件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました、1件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この1件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番は、別添調査票のとおり農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可ということがございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしということがございますので、議案第2号は、3頁1番は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて11件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>1番から7番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>8番についてですが、申請者は、平成12年に農地法施行規則第33条第1号に</p>

規定する「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」として許可を得ています。

この「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」は平成12年6月1日に農林水産省の通知の「農地法関係事務に係る処理基準について」では、「就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かは、当該施設において雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が3割以上であるか否かをもって判断するものとするがあります。このことについて、申請者に3割以上の農業従事者の雇用確認を行いました。3割を満たしていませんでした。

このことについて、岡山県備中県民局の農業振興課へ助言を求めたところ、農業従事者の雇用が3割以上に増やすための措置を定めるよう指導を行った上で許可することが適当であるとのことでした。

また、本件は30aを超える案件のため、農地法第5条第3項の規定により一般社団法人岡山県農業会議に対して意見聴取を行う必要があります。

9番から11番は特に問題ございませんでした。

以上により、1番から11番は、別添の調査票のとおり問題なく、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

許可意見されました11件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

議 長

事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から5頁11番までの計11件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番から5頁11番までの計11件の内、30a以下の1番から7番、9番から11番は、許可と決定いたします。なお、30aを超える8番につきましては、岡山県農業会議に意見聴取を行った後、許可と決定することとします。

次に、6頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申

事務局 則本主任	<p>請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がありましたが、前回保留の案件です。</p> <p>前回の農地部会において、賃貸人が主張する内容等について賃借人から弁明を求める必要があり、4月開催の地区協議会に賃借人の法定相続人を招致して、事情聴取を行う旨、ご承認をいただきました。</p> <p>今回、4月5日開催の倉敷西地区協議会において、賃借人の法定相続人のうち1名は欠席の連絡があり、1名は来られましたが、欠席したもう一人の法定相続人が賃貸人と話をしているので、自分は詳しいことはわからないとのことでした。</p> <p>倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、もう1名の法定相続人からも意見聴取する必要があり、出席が無理な場合は文書にて回答していただけるよう依頼するため、保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号の1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですから、議案第4号の1番は保留とします。</p> <p>次に、7頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、山地委員さんと中桐委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(山地委員 中桐委員 退席)</p>

<p>議 長</p> <p>事務局 則本主任</p>	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から11頁にかけて41件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借11件、使用貸借30件です。</p> <p>また、利用期間の更新は15件で、更新切れを含む新規は26件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが2件、農地利用集積円滑化団体によるものが5件、農地所有適格法人によるものが2件、その他は個人です。</p> <p>面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて86,413.34㎡です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、41件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は7頁1番から11頁41番までの計41件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、41件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、山地委員さんと中桐委員さんに入室するように伝えてください。</p>

(山地委員 中桐委員 入室)

議 長

山地委員さんと中桐委員さんに報告いたします。

議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。

次に、12頁をお開きください。議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
前田主幹

前田です。ご説明いたします。

議案第6号「農地転用事業計画変更申請承認について」でございますが、12頁と13頁に2件の申請がございました。

まず、12頁をご覧ください。西地区で1件の申請がありました。

平成26年5月に申請があった「特別積み合せ貨物運送施設」は、平成26年12月17日に転用許可をうけていました。このたび、転用事業者が建築費の高騰により事業計画の見直しを行った結果、建築面積を縮小するため、事業計画変更承認申請を行うものです。

このことについて西地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。

続きまして、13頁をご覧ください。玉島地区で1件の申請がありました。

当地は平成23年12月1日付けで農地転用許可を受け、開発許可も得ましたが、資金繰りの困難などにより、事業が中断しておりました。この度、引き継いで宅造を希望する者が現れ、同様に宅地造成を目的として事業を承継するものです。

このことについて玉島地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、12頁1番から13頁2番までの計2件は、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

<p>各委員 議 長</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしとのことですので、議案第 6 号は承認されました。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に 1 4 頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告 について</p> <p>1 7 頁をお開きください。</p> <p>報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>1 9 頁をお開きください。</p> <p>報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>2 7 頁をお開きください。</p> <p>報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について</p> <p>2 8 頁をお開きください。</p> <p>報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り止めについて</p> <p>2 9 頁をお開きください。</p> <p>報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて</p> <p>一括して事務局に説明をお願いします。</p>
<p>事務局 中村主任</p>	<p>1 4 頁をお開きください。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告に ついて」でございますが、1 4 頁から 1 6 頁にかけて 2 5 件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたもので ございます。</p> <p>次に 1 7 頁をお開きください。</p> <p>報告第 2 号「農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について」で ございますが、1 7 頁から 1 8 頁にかけて 1 4 件の市街化区域内農地に係る転用届 出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に 1 9 頁をお開きください。</p>

<p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局 池原次長</p>	<p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、19頁から26頁にかけて53件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に27頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが27頁に4件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に28頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第5条の規定による許可の取り止めについて」でございますが、28頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に29頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、29頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第6号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p> <p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成28年5月11日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
--	--

議 長

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします

これにて、散会いたします。

(閉会 午前10時30分)

農業委員会部会会議規則第 11 条第 2 項の規定により署名・押印をする。

平成 28 年 4 月 13 日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員